

告示

埼玉県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
山本内科医院	北本市中央一 一五四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年一月十九 日
まりも薬局	北本市宮内一 二〇二黒沢マン ション一F	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年二月二十 八日
草加市在宅福祉セ ンターきくの里高 年者デイサービス センター	草加市谷塚上町 七〇四―三	通所介護	令和五年三月三十 一日
介護サポートサ ンター	飯能市飯能三九 八―一	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与	平成二十七年七月 三十一日